様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年11月 9日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきかいしゃこうべまつだ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社神戸マツダ  （ふりがな）はしもと　さとる  （法人の場合）代表者の氏名 橋本　覚  住所　〒652-0892  兵庫県 神戸市兵庫区 東柳原町３番１０号  法人番号　5140001014179  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　「DXへの取組み」  ②　「当社におけるDX戦略について」 | | 公表日 | ①　2023年 8月19日  ②　2023年 8月19日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　企業ＨＰに掲出  　https://www.mazda-hgr.co.jp/company/for\_dx  　デジタルトランスフォーメーション（DX）に取り組む理由  ②　企業ＨＰに掲出  　https://www.mazda-hgr.co.jp/wp/wp-content/themes/kobe-mazda/assets/pdf/company/for\_dx/strategy.pdf  　2. DX 戦略概要 | | 記載内容抜粋 | ①　デジタルトランスフォーメーション（DX）に取り組む理由  現在の日本経済を取り巻く環境は、少子高齢化を背景に労働需給が一段と逼迫する中、長時間労働の是正や同一労働同一賃金を目的とした働き方改革関連法が順次施行されております。  一方で 2020 年に拡大した COVID-19 の影響もあり、さまざまな分野でデジタルによる革新が急激に進み、自動車業界に対する社会のニーズは益々多様化の様相を呈しております。  当社は経営方針として「Value Changer（バリュー・チェンジャー）」を定め、2030VISIONを掲げました。  私たちの価値観を変えていくことにより、これからのお客様の保有価値・使用価値向上を徹底して追求し、ユーザー体験が中心のサービスドミナント企業としてお客様のカーライフは勿論のこと、社会全体を豊かにしていきたいと考えています。  変化の激しい時代に向け、単なるデジタルの導入ではなく「デジタルの活用による変革」を実現する為、当社はデジタルイノベーションを積極的に活用し、この変わりゆく環境に柔軟に対応しつつ、お客様がより満足されるサービスを誠実に、安全に迅速に提供するべく社を上げて取り組んでまいります。  ②　次の3点の取組みについて公表  (1）デジタル化とデータ活用による業務プロセスの改善とサービスの変革  デジタル革新による社会の急激な変化と少子高齢化による人材不足の影響により、当社ビ ジネスは大きな変化を求められております。当社は、従来の手法にとらわれることなく積極的 にＩＴ技術を活用することで、ペーパーレス化とリアルタイムデータ活用を促進し、変化・多 様化するニーズに応えるとともに業務プロセスの改善と品質の向上に努め、バリュージャーニー 型への変革を図り、UX(User Experience)・EX(Employee Experience) の向上を図ります。  (2) 各種災害に対する BCP 対策の強化、社内ネットワーク再構築によるセキュリティの強化 近年、異常気象による事業への影響が次第に顕在化してきており、業務資料やデータを自社内に 保管するだけでは、災害など不測の事態に見舞われた際、被害によりそれらが失われるリスクが 高くなっております。そのような有事の際におけるシステムの安定稼働とデータの一元化と保 護を図るため、データセンターへのシステム移設を行っています。また、社内ネットワーク環境 の整備によるセキュリティの向上を図ります。  (3) レガシーシステムの撤廃による持続可能なシステムの構成 IT 関連の技術は年を追うごとに変化しており、古くなったレガシーシステム※1では最新の プログラムや要求される情報処理の能力・量に対応することが難しい為にシステム障害が発生 するリスクが高まる上、補修や機能追加などを度々繰り返すことでブラックボックス化したレ ガシーシステムでは、システム障害が重症化する傾向があると言われています。その他、度重な るカスタマイズによる処理パフォーマンスの低下、保守対応できる技術者の高齢化による人材 不足などの問題が発生します。これらの諸問題や変化するビジネスモデル、技術進歩などに対応 する為、クラウド等を活用致します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会の承認を経て、各該当文書を開示しています。  ②　取締役会の承認を経て、各該当文書を開示しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　当社における DX 推進の取り組みについて | | 公表日 | ①　2024年 1月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①-1　企業ＨＰに掲出  　https://www.mazda-hgr.co.jp/wp/wp-content/themes/kobe-mazda/assets/pdf/company/for\_dx/promote.pdf  　2. DX 推進施策の実施計画について  ①-2　企業ＨＰに掲出  　https://www.mazda-hgr.co.jp/wp/wp-content/themes/kobe-mazda/assets/pdf/company/for\_dx/promote.pdf  　3.具体的な取り組み | | 記載内容抜粋 | ①-1　(1) デジタイゼーションの推進とデジタライゼーションの検討 【時期：〜令和7 年度】  ⼿作業で⾏っている業務をRPAによる⾃動化によりペーパーレス化とデータ化を両⽴する  ことにより業務の効率化を⾏い、⽣産性を向上させます。  ⼜、コミュニケーションツールの導⼊による効率向上と多様な働き⽅の実現として、業務情報  の共有を⾏います。  ①-2　(1)デジタル化とデータ活用による業務プロセスの改善とサービスの変革  各種事業毎の別システム間データ連携するPHP/Python を使用したRPAシステムを作成、２重入力業務の廃止、後続データ入力業務の自動化を順次実施。  又、コミュニケーション活性化としてスマートフォンの全社員貸与を通じ、LINE WORKS 導入  による社内外コミュニケーションのデジタル化を実施。  (2)HRテクノロジーによる人材活用  最適なタレントマネジメント実現のため、HRパッケージを導入しております。社員情報の一元化を行い、経営戦略に沿った人事施策にデータ活用を開始。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会の承認を経て、該当文書を開示しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　当社における DX 推進の取り組みについて  　3.具体的な取り組み | | 記載内容抜粋 | ①　3)DX 推進を目的とするプロジェクトチームの発足  DX 推進施策を具体的に検討、実行するためのプロジェクトチームを発足し、平成２９年９ 月 1 日より活動を開始しました。本チームは管理職、IT 担当者など計 5 名で構成されており、デジタル化とデータ活用の促進を目的としたデジタイゼーション、デジタライゼーションを重点課題として取り組んでまいります。  ・５名の内４名はITスキルを持った人材を中途採用により、社外から招致 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　当社における DX 推進の取り組みについて  　2. DX 推進施策の実施計画について | | 記載内容抜粋 | ①　(2)　BCP対策の推進 【時期:令和 5 年度】  ・従業員への災害一斉通知、従業員からの災害報告、連絡有無の確認システムをPythonで作成し、LINE WORKSと連携した安否確認システムの作成と運用の開始  又、各種災害時に備え、神戸西インター店を第二本社と設定しデジタル環境を整備  (3)レガシーシステムの撤廃 　【時期: ～令和 7 年度】  業務プロセス改善とサービスの変革を実現する新しいWEBベースのKPIモニターシステムとその他システムをオープン系で再構築し、レガシー化した旧システムからの脱却を図ります。  これによりデータのスムーズな連携とデータ利活用を可能にします。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　当社における DX 推進の取り組みについて | | 公表日 | ①　2024年 1月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　企業ＨＰに掲出  　https://www.mazda-hgr.co.jp/wp/wp-content/themes/kobe-mazda/assets/pdf/company/for\_dx/promote.pdf  　4. 達成度の評価指標について | | 記載内容抜粋 | ①　DX 推進施策の実施計画に基づく実績評価を毎月定期的に実施します。また、各施策の効果につきましては「業務削減時間」、「各カンパニーの個人生産性」を評価指標として効果を測定します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2024年 1月25日 | | 発信方法 | ①　当社における DX 推進の取り組みについて  　企業ＨＰに掲出  　https://www.mazda-hgr.co.jp/wp/wp-content/themes/kobe-mazda/assets/pdf/company/for\_dx/promote.pdf  　企業HPにて「当社におけるDX推進の取り組みについて」を代表取締役社長名にて発信 | | 発信内容 | ①　当社では、環境変化に柔軟に対応し、お客様がより満足されるサービスを提供するための成長戦略 として、令和５年 ７ 月に DX 戦略を策定しました。今回、DX 推進施策の実施計画が決定しま したので、ご報告いたします。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 9月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 2023年8月に情報セキュリティ基本方針をマツダ株式会社に準拠して再制定し、細則として関連規程を設置。  これらを社内ポータルで公開するとともに、定着・浸透のために年に一度従業員の理解度を図る情報セキュリティ理解度教育を実施。  サイバーセキュリティに対して、各種技術的対策の推進、組織態勢の構築を進めている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。